

第 1 編 総 則

第 1 章 目的

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、豊中市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、豊中市（以下「市」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱及び市民等が果たすべき役割を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の内容

この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務及び市民等が果たすべき役割を含めた総合的かつ基本的な計画であると位置づけ、次のとおり構成する。

1 総 則

市及び防災関係機関等が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

4 災害復旧計画

市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

第2章 計画の運用

第1 計画の修正

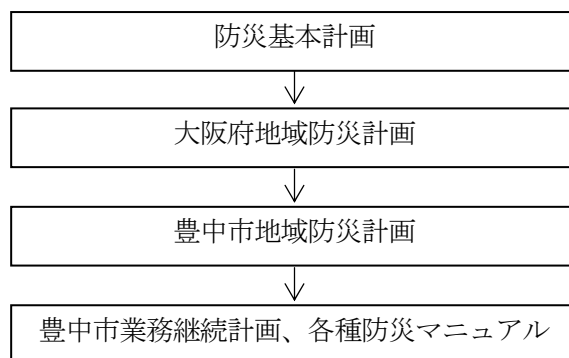
この計画は、法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

各防災関係機関は、修正の必要があると認めるときは、関係ある事項について、豊中市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第2 他の計画等との関係

この計画は、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び大阪府地域防災計画と整合性を有するものである。

また、災害発生時における有効適切な対応に向け、別途策定している関連計画・マニュアル等と常に計画相互の整合を図っていく。



【関連する計画・マニュアル】

豊中市業務継続計画 (地震災害編)	大規模災害時において、被災により行政能力が低下した場合でも状況に応じた適切な対応がとれるよう、災害時応急業務と優先度の高い通常業務を明らかにするとともに、それらの優先順位（開始目標時間）を定めたもの
豊中市災害対応マニュアル (地震災害編)	地震災害発生時に各部班で実施する応急対策業務を明確にするとともに関連部局等との連携強化を図るため、応急対策業務の実施手順や関連部局、着手時期などを整理したもの
豊中市避難勧告等の判断・伝達 マニュアル (土砂災害編) (水害編)	土砂災害や水害が発生した際の、避難勧告等を発令する判断基準や具体的な行動基準を定めたもの

第3 計画の習熟

本市各部局及び防災関係機関等は、平素から防災に関する教育・研修、訓練、調査・研究等によって、この計画の習熟に努める。

また、災害対策の総合的な推進を図るため、この計画内容について、市民等への十分な周知・広報を図る。

第3章 市域の災害環境

第1節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置・面積

本市は、大阪府の北部に位置し、北は箕面市及び池田市、東は吹田市、南は大阪市、西は兵庫県伊丹市及び尼崎市に接し、東西6km南北10.3km、面積は36.6k㎡である。

2 地 形

本市の地形は、大きく次の4つに区分される。

(1) 丘陵

市域の東部から北部にかけて広がる地域で、標高は30～100m程度である。千里川・天竺川などの河川による浸食谷が発達しているため、市西側の段丘部よりも地形はやや陰しい。現在では大半が宅地化されている。

(2) 段丘

市域の西側に、天竺川沿岸から千里川北岸部にかけて広がる地域で、標高は10～60m程度である。

丘陵に比較すると谷は浅く、勾配は緩やかで、段丘の縁辺部の斜面を除くと平坦な地形である。

(3) 神崎川低地

阪急服部天神駅から南側の地域で、標高は4m以下と市内で最も地盤が低い。神崎川の右岸や天竺川・高川の沿岸などには自然堤防による微高地（周囲よりも1～2m程度高い地形）が形成されている。

(4) 猪名川低地

大阪国際空港から北側の空港周辺及び千里川沿いの地域で、標高は4～15m程度である。千里川沿いには微高地がみられ、河川に隣接する地域には旧河道の微低地（周囲よりも1m程度低い地形）が点在している。

3 地質・地盤

丘陵は大阪層群と呼ばれる未固結堆積物（砂礫、粘土など）からなり、段丘は厚さ10m程度の礫層からなっている。神崎川低地は地表下10～20m付近までは沖積層（軟弱粘土層、砂礫層）であり、その下に段丘層が分布している。猪名川低地は河川氾濫時の土砂からなるため、神崎川低地のように地質の均一性、連続性はないが、表層は主に砂質土である。

天竺川にほぼ並行する形で仏念寺山断層が南北に走る。この活断層は段丘地域と丘陵地域の境界となっており、南への延長は大阪市中央部の上町台地西縁を南北に走る上町断層に続くと考えられている。

4 気 象

本市は、瀬戸内海型の気候区に属し、年平均気温 16℃前後、年間降水量 1,300 mm程度の穏やかな気候である。

第 2 社会的条件

1 市街地の形成と現状

「豊中」は、明治 22 年 4 月 1 日に豊中村として誕生した。明治時代の後半から昭和の初め頃にかけて、箕面有馬電気軌道（のちの阪急宝塚線）の開通や新しい産業道路（現在の国道 176 号）の開通と大阪市の発展を契機として、今日のような近代的住宅都市の基礎が築かれていった。

豊中村は、昭和 2 年に豊中町、昭和 11 年に豊中市となった。昭和 30 年の庄内町の合併まで、隣接の町村を 4 回にわたって合併し、今日の市域となっている。

昭和初期～戦前期は、大阪市の中間階層を対象とした宅地の開発・経営が進み、豊中は、芦屋、夙川と並んで、関西の代表的な郊外住宅地であった。

昭和 30 年代から 40 年代にかけてわが国最初の大規模なニュータウンとして、千里ニュータウンが豊中市と吹田市の市域にまたがって建設された。

現在は、ほぼ市街化されており、わずかに、北部や東部、西部の一部に農地を残すのみとなっている。

2 人口・世帯数

本市の人口・世帯数は、395,479 人、170,325 世帯である（平成 27 年国勢調査）。

本市では、現在の市域になった昭和 30 年以降急激に人口増加を続けてきたが、昭和 55 年頃から増加率が鈍化し、昭和 62 年の 41.7 万人（国調推計人口）をピークに、人口は減少傾向に転じた。その後出生数の減少、死亡率の増加や、阪神淡路大震災の影響等から大幅な転出超過が続き、平成 17 年度には 39 万人を割り込んだが、千里ニュータウンの建替の進行などにより再び増加傾向に転じ、平成 24 年度には 39 万人台を回復した。

平成 27 年国勢調査における年齢構成では、65 歳以上の高齢者が 99,979 人と総人口の約 25.4% を占めるが、大阪府内平均 26.1% を若干下回っている。

昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は、昭和 50 年国勢調査以来 85% を超え、その後も住宅都市化や高齢化の進行（通勤人口の減少）により上昇傾向で推移し、平成 27 年では 88.5% となっている。

3 建 物

本市の建物棟数（平成 27 年度固定資産の価格等の概要調書）は、約 90,900 棟で、このうち木造建物は約 61,740 棟と全建物の約 67.9% にあたる。用途別では、住居系建物が約 77,500 棟、非住居系建物が 13,400 棟である。

4 土地利用

本市の市街地は、元来千里川沿いと天竺川から西側の段丘を中心に形成されており、丘陵部や低地部には集落が点在する程度だったが、昭和 30 年代に大規模な宅地開発が進み、市域の市街化はほぼ完了するまでになった。

この市街化の拡大に伴って、市域の大半を占めていた水田や、段丘部と丘陵部の山林やため池、また、天竺川から東の丘陵部、千里川沿いの一部において、開発のための伐採や埋め立て

が多く行われた。

5 法的規制

平成 30 年 4 月末現在、本市には、地すべり、土石流に係る土砂災害警戒区域はないが、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域（いずれも土砂災害特別警戒区域）が 52 箇所指定されている。

市域の北東部、東部が宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されている。

また、都市計画法により、防火地域は阪急宝塚線各駅の高容積地区を中心に、準防火地域はその周辺及び国道 176 号、主要地方道大阪中央環状線、主要地方道大阪池田線、主要地方道大阪内環状線、阪急宝塚線等、広域幹線軸の沿道、沿線に指定している。

さらに、猪名川、千里川、旧猪名川、天竺川、高川、兎川、神崎川の河岸は、大阪府水防計画において、重要水防区域に指定されている。

第 2 節 災害履歴

第 1 風水害の履歴

本市に記録が残っている近年の代表的な風水害（水害）は次のとおりである。

(1) 昭和 42 年 7 月 8～9 日の豪雨

台風崩れの低気圧が梅雨前線を刺激し豪雨をもたらした。7 号台風による雨は 8 日に一旦上がったが、梅雨前線と台風崩れの低気圧が合流して再び前線が勢力を強め、9 日午前 9 時ごろから再び強い雨が降り始め午後 9 時ごろに最高に達した後、低気圧の移動と共に雨足は衰えた。大阪国際空港では最大時間雨量 56.5 mm、日雨量 251 mm を記録した。

本市では広い範囲で床上・床下浸水に見舞われ、千里川では堤防が決壊・崩壊し、天竺川でも堤防から越水した。

主な被害は次のとおりである。

- ・人的被害 重傷 5 人、軽傷 171 人
- ・全 壊 13 戸 ・流 失 12 戸 ・半 壊 41 戸
- ・床上浸水 4,308 戸 (4,374 世帯) ・床下浸水 19,932 戸 (19,932 世帯)
- ・罹災者数 76,188 人
- ・道路被害 180 か所 ・橋梁流出 9 か所 ・橋梁破損 5 か所
- ・堤防決壊 5 か所 ・堤防崩壊 32 か所 ・溢 水 6 か所
- ・田畑被害 591 ha

(2) 平成 6 年 9 月 6～7 日の豪雨

寒冷前線の南下に伴い、平成 6 年 9 月 6 日 23 時頃から 7 日 3 時頃にかけて、市内の中北部を中心に豪雨があった。桜井谷ポンプ場では、最大時間雨量 94.5mm、総雨量 295.5mm を記録した。限定された範囲に極めて多量の降雨がある典型的な局地豪雨であった。市の中北部を中心に床上・床下浸水に見舞われたが、水の引きも早く、人的被害はなかった。

主な被害は次のとおりである。

- ・半焼（落雷） 1 世帯
- ・床上浸水 623 世帯 ・床下浸水 1,629 世帯
- ・事業所浸水 403 事業所 ・医療機関浸水 10 機関
- ・道路冠水 81 か所 ・道路陥没等 37 か所
- ・水路護岸崩壊 1 か所 ・崖くずれ 3 か所

(3) 平成 18 年 8 月 22 日大阪府北部豪雨災害

平成 18 年 8 月 22 日、午後 2 時 10 分過ぎから降りはじめた雨は、局地的に本市の中西部を中心に利倉、原田地域や市役所周辺地域で 1 時間雨量 100mm 前後の降雨量があり、下水道施設の排水能力をはるかに超える集中豪雨となった。

このため、道路冠水や床上・床下浸水に見舞われるなど、多くの被害が出たが、水の引きも早く、人的被害はなかった。

主な被害は次のとおりである。

- ・床上浸水 135 世帯 ・床下浸水 263 世帯
- ・事業所浸水 148 事業所 ・道路冠水 34 か所
- ・公共施設の被害 20 施設

(4)平成 30 年台風第 21 号

平成 30 年台風第 21 号の接近に伴い、市内に豪雨及び暴風をもたらした。

この台風により、9 月 4 日には暴風を伴い大雨となり、同日の 24 時間降水量は 41.5mm を観測した。また、最大瞬間風速は同日 14 時 1 分に 38.1m を観測し、統計開始以来 1 位を記録した。この暴風により、市内では大規模な停電が数日に渡り発生した。

主な被害は次のとおりである（平成 31 年 1 月 1 日現在）。

- ・人的被害 死者 1 名 軽傷者 13 名
- ・物的被害
住家被害 全壊 1 件 大規模半壊 5 件 半壊 39 件
- ・土木被害
倒木 411 件（枝落ち含む） 道路冠水 2 件 街灯倒壊 24 件 電柱関連 79 件

第 2 土砂災害の履歴

本市には、丘陵の一部に急斜面の箇所があり、丘陵を通る仏念寺山断層もあるが、人身に重大な被害をもたらした土砂災害の記録はない。

近年の土砂災害としては、昭和 42 年 7 月豪雨の際に土砂崩れ 4 ヶ所（柴原町、東豊中町、奥寺内（現寺内地区））が発生している。

第 3 地震災害の履歴

本市の主な地震履歴は次のとおりである。

(1)阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）

阪神・淡路大震災は阪神・淡路地域を中心に甚大な被害をもたらしただけでなく、都市部での直下型地震であったことや、関東大震災以来の被害規模となったことなどで今後の都市防災に大きな課題を残した地震であった。

本市には気象庁の正式な震度計は設置されていなかったが、被害状況や関係機関設置の地震計データなどから本市では震度 5 弱～6 弱程度であったと推定される。

資料:総則-1 阪神・淡路大震災の被害状況(豊中市まとめ)

(2)大阪府北部地震（平成 30 年 6 月 18 日）

大阪府北部（高槻市付近）を震源とするマグニチュード 6.1 の直下型地震（最大震度 6 弱）が発生し、本市では最大震度 5 強を観測した。

市内では、負傷者 39 名の人的被害、2,700 件強の建物被害があり、うち建物被害に関しては全壊 3 件、大規模半壊 1 件、半壊 30 件が発生しており、このような状況を受け、継続的な救助が行われるよう災害救助法が適用された（大阪府内 12 市 1 町が適用対象）。

(3)上記以外の地震

上記以外にも、西日本に被害をもたらした地震が数多く発生している。

このうち、大阪府域の代表的な地震としては次のような地震があげられ、本市でも少なからず影響を受けたと推定される。

- ・紀伊半島沖を震源とするマグニチュード 8 クラスの巨大地震
(887 年、1361 年、1707 年、1854 年、1944 年、1946 年など)
- ・畿内に震源をもつマグニチュード 7 クラスの地震
(1510 年、1596 年、1899 年、1952 年など)
- ・濃尾地震 (1891 年)

第 3 節 災害危険性と被害想定

第 1 風水害の危険性

1 気象条件

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

2 水 害

水害には、下水道や水路施設の排除能力を超える降雨による内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する外水災害、また気圧の変化によって潮位が変化する高潮とがある。

(1) 内水災害

内水災害は、低地の中の凹地など流出水が集中しやすいところ、また鉄道・道路などによってふさがれ排水が阻害されるところなどで発生しやすい。

本市には、河川沿いや低地部に局所的に特に低くなっている凹地があるため、水の集中や排水不良を生じやすいほか、市南部は全体的に低地となっているため、下水道や水路施設の排除能力を超える降雨により内水災害の危険性を含んでいる。

(2) 外水災害

外水災害の最大の原因は破堤である。破堤は、河道の屈曲部や本支流の合流部、軟弱地盤域などで起こりやすく、本市においても神崎川右岸や猪名川左岸などにそのような箇所がみられる。また、天井川となっている天竺川、高川、その他千里川、兎川も注意が必要である。

(3) 高潮

大阪湾は、その地形的条件のため高潮現象が起こりやすい地形である。台風は反時計方向に回転しながら北上するため、大阪の西側を通過するときに高潮が発生しやすくなる。

高潮の影響を受ける神崎川において、本市の防潮ラインは一応完成し、高潮対策がほぼ完了している。

ただし、設計時の想定を大幅に上回る地震、風水害などで不可抗力的に水門・樋門等が十分処置できなかった場合には、市域南部は全体的に低地となっているため注意が必要である。

3 土砂災害

土砂災害には、崖崩れなどの崩壊と、地すべり、土石流とがある。

(1) 崖崩れ

本市の段丘などは主として砂・礫からなる未固結層であることから、こうした表土が崩落する危険性がある。

本市における、大阪府で定めた土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年度法律第 57 号)に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定地は、52 箇所（他市との境界の区域を含めると 56 箇所）である。（H30. 4. 19 現在）

(2) 地すべり

本市には「地すべり防止区域」、大阪府で定めている「地すべり危険箇所」はない。しかし、粘土層と砂礫層が交互に重なって地層を形成している丘陵部では、断層や風化などにより地すべりが発生する可能性があり、今後の開発行為には注意を要する。

(3) 土石流

本市は地形的には土石流の発生条件が乏しく、また過去にも土石流の履歴もなく、土石流発生の可能性は低いと見られる。

第 2 災害の想定

1 想定災害

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画で想定する災害は次のとおりである。なお、これらの災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

(1) 地震災害

(2) 風水害

ア 台風による災害

イ 集中豪雨等異常降雨による災害

(3) 市街地における大規模火災

(4) 航空機災害

(5) その他危険物等災害

2 地震被害想定

市域の活断層としては、上町断層帯に連続すると考えられている仏念寺山断層がある。その他、市域の周辺に存在するものでは、南方の長居断層や久米田池断層、坂本断層、市域の北方にはほぼ隣接する有馬-高槻構造線、兵庫県南部地震を発生させた六甲淡路断層帯、東方に生駒断層などがある。これらの活断層の中で、市域に大きな被害をもたらすものと考えられる仏念寺山断層-長居断層-久米田池断層-坂本断層（上町断層帯）と有馬-高槻構造線を想定震源域として設定した。

3 地震被害想定結果

活断層における直下型地震の被害想定（平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討会報告書・平成 20 年 2 月豊中市防災パンフレット作成等業務報告書）においては、上町断層帯の活動により、最大震度 7 とされ、この想定結果に基づき計画策定を行う。

【大阪府・豊中市の地震被害想定調査結果対比一覧表】

想定地震の断層 区 分		上 町 断 層 系		有馬高槻構造線	
		大阪府被害想定	豊中市被害想定	大阪府被害想定	豊中市被害想定
想定地震発生時の条件		冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m
地震規模	マグニチュード (M)	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7
	震 度	6 弱～7	6 弱～7	5 強～7	5 強～7
建物被害	全壊棟数	16,154 棟	19,724 棟	4,890 棟	6,731 棟
	半壊棟数	13,637 棟	14,784 棟	7,037 棟	8,468 棟
出 火 件 数		29 件 (1 日間炎上出火) 37 件 (3 日間炎上出火) 46 件 (3 日全出火)	19 件 (1 日間炎上出火) 49 件 (3 日間炎上出火) 56 件 (3 日全出火)	8 件 (1 日間炎上出火) 10 件 (3 日間炎上出火) 21 件 (3 日全出火)	6 件 (1 日間炎上出火) 4 件 (3 日間炎上出火) 26 件 (3 日全出火)
死傷者数	死 者	472 人	548 人	83 人	133 人
	負傷者	4,951 人	4,332 人	3,419 人	3,950 人
罹 災 者 数		160,800 人	184,378 人	74,249 人	93,854 人
避難所生活者数		46,633 人	53,470 人	21,533 人	27,218 人
ライ フ ラ イ ン	停 電 軒 数	128,447 軒		36,136 軒	
	ガス供給停止戸数	180,000 戸		96,000 戸	
	水道断水率	84%以上		51%以上	
	電話不通回線	59,200 回線		7,900 回線	

※ 大阪府の被害想定は、平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討会議報告書

豊中市被害想定は、平成 20 年 2 月豊中市防災パンフレット作成業務報告書による。

なお、大阪府と豊中市との被害想定結果の相違は、地盤データの取得方法及びメッシュ区分、手法によるところが大きいと考えられる。

第4章 防災ビジョン

大規模災害時は、市及び防災関係機関の活動だけでは限界があり、市民による自主的な防災活動が求められ、地域防災計画において行政と市民が一体となって防災体制を構築することが必要である。

そのため、市では、市民の参加を得て、「新地域防災計画策定検討委員会」を設置し、以下に示す防災ビジョン（「安全、安心、災害に強いまち豊中」平成8年3月）を策定した。

第1節 防災ビジョン

第1 「防災ビジョン」の背景と目的

平成7年（1995年）1月17日（火）午前5時46分、淡路島北部を震源としたマグニチュード7.3、最大震度7の大地震が阪神・淡路地域を直撃した。

この大都市直下型地震は、阪神間を中心に尊い人命と市民の財産を一瞬にして奪い去り、本市にも甚大な被害をもたらした。その被害は市内全域におよび、死者9人、負傷者2,496人、建物被害35,614棟、65,854世帯（平成8年（1996年）12月末現在）に達し、多数の避難者がでるとともに、公共施設の損壊やライフラインの寸断など、これまで本市が経験したことのない未曾有の災害を生じた。

また、これに先立ち、平成6年（1994年）9月6日から7日にかけての集中豪雨が本市中北部を襲い、床上・床下浸水をあわせると、2,200余りの世帯に被害が及んだ。

これら2つの災害は、人や財産への被害をもたらしただけでなく、急速な都市化の過程で積み残された基盤面での問題や希薄化しつつある地域コミュニティのあり方など、様々な課題を我々に残した。

今後まちづくりを進めるにあたっては、このような経験を教訓に、防災機能を備えた安全性の高いまちを構築することは勿論のこと、ゆとりやうるおいが感じられる快適性も兼ね備えた都市空間の創出を図るとともに、そこで住み、働く市民一人ひとりが日頃から防災意識を持ちながら、地道な取り組みを行う必要がある。

このため「豊中市防災ビジョン」は、これまでの防災への取り組みを振り返りながら、市民・事業者・行政それぞれが、将来に向けて“災害に強いまちづくり”を総合的・計画的に推進するための基本的な方向を示すものとする。

第2 「防災ビジョン」の視点

1 阪神・淡路大震災などの経験を踏まえる

本市は、「豊中市地域防災計画」のもとに予防・応急対策・復旧計画を策定し、段階に応じて施策を講じてきたが、阪神・淡路大震災の初動期においては市民へ十分な対応ができない場面もあった。

ビジョンの提示にあたっては、集中豪雨や震災で得た教訓をもとに、災害時あるいは防災上の新たな課題の解決をめざすものとする。

2 地域特性を配慮する

本市は、大都市近郊の住宅都市として発展してきたが、現在では、市域のほぼ全域が市街化され、人口の増加も落ち着き都市として成熟期を迎えている。

また、都市化の過程で、「千里ニュータウン」、「庄内地区」、「旧豊中（豊中駅から岡町

駅周辺)」のように、3つの顔を持つ都市として発展してきた。これらの地域では、土地利用、まちの形態や機能、市民の意識もそれぞれ異なっている。

阪神・淡路大震災では、被災の形態にこの違いが反映していることから、検討に際しては、このような地域の特性を配慮して進める必要がある。

3 総合的・効果的な施策の展開

課題の解決にあたっては、単に災害や防災対策を個別領域の問題として捉えるのではなく、施設をはじめとするハード面の施策から地域活動などのソフトな取り組みまで、幅広く検討を加えるとともに、それらを補完し支えるしくみ（システム）づくりが必要である。このため、施策を展開するにあたっては、多様な行政領域の取り組みを適切に組み合わせながら、効果的に実施する必要がある。

4 「市民参加」によるビジョンづくり

阪神・淡路大震災では、市民相互の助け合いやボランティア活動の重要性が改めて認識されるなど、日頃からの市民の自主的な取り組みの大切さが指摘されている。市民が「自らの生命は自ら守る」という防災の原点にたって日頃から防災意識を培うことが、災害時におけるスムーズな救援・救護活動に繋がることとなる。

このビジョンは、策定段階から幅広い市民各層の参加をもとに意見を交換し、防災に対する認識の共有化を図るものとする。

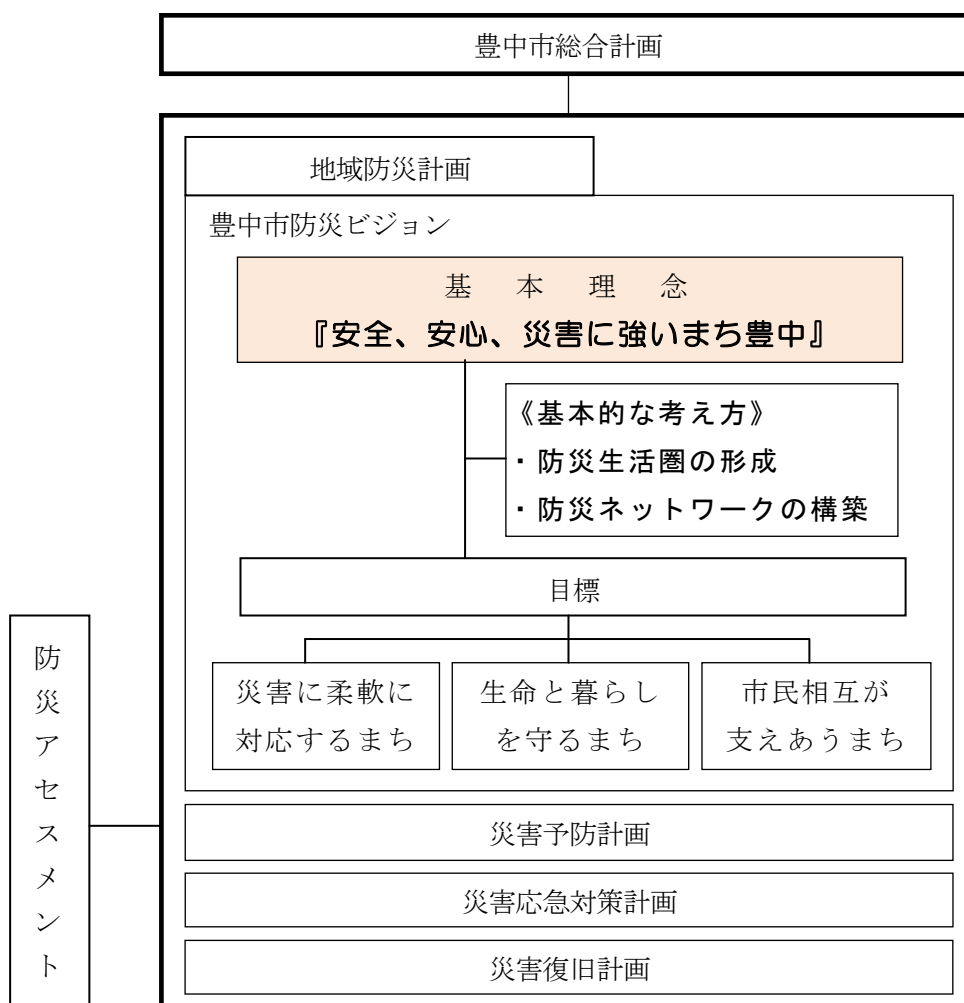
第3 「防災ビジョン」の構成と役割

防災ビジョンは、大きく分けて「基本理念」と「目標」から構成する。

「基本理念」では、基本的な課題（第2節）を受けて、「第4次豊中市総合計画」でめざす「みらい創造都市 とよなか」の実現に向けて、防災の視点から補完し推進していくための理念を明らかにする。

また、「目標」は、取り組みの内容に応じて3つの目標を設定し、より具体的な施策に繋げていくこととする。この防災ビジョンは、「地域防災計画」の“基本方針（防災ビジョン）”として位置づけるとともに、この基本方針を受けて災害予防計画などの個別計画を策定していくこととする。

【計画の構成と役割】



第2節 基本的課題 ～災害からの教訓～

本市は都市化の進展も一段落し、まちとして成熟期の段階にあるといわれている一方で、急激な都市化の波に洗われた過程で積み残された問題を解決し、将来に向けたまちの基盤や骨格を形成するために、現在、まちの再整備や再編成が大きな課題となっている。

また、今後さらに進展していく高齢化・情報化・国際化社会、さらには、地球環境問題や自然との共生など、後世にまちを引き継いでいくための「持続可能な社会づくり」をはじめとした新たな社会潮流にどのように対応していくか、そのためのしくみづくりが求められようとしている。

このため、阪神・淡路大震災で得た教訓をこれらの課題に、いかに織り込みながらまちづくりを進めていくかが問われている。ビジョンの提示にあたっては、市民が安心して快適に日々の生活を送るため、このような課題と震災などで得た貴重な教訓を踏まえたものとする必要がある。

1 豊中市の都市構造と都市基盤

本市には、都市化の急激な発展に伴って、他都市に比較しても高密度な居住空間が多く形成されている。例えば市南部地区の老朽化した木造賃貸住宅が密集した地区では、災害時に大きな被害を受けた地域もある。また、空港や高架の高速道路、鉄軌道など、災害の発生やその影響を受けやすい施設も市内に擁している。このため、災害時の影響を最小限にとどめるような基盤整備を進めていく必要がある。さらに現代の都市は、生活を支える供給処理施設や交通基盤などのいわゆる「ライフライン」への依存が大きいという側面をもっている。阪神・淡路大震災では、本市のライフラインの復旧は比較的早い段階で完了したものの、市民生活が一時マヒ状態に陥ったことは事実である。このため、都市施設の防災化を進めるとともに、ライフラインが遮断されても、補完あるいは代替する機能を広域的な視点から検討していくことが求められる。

2 危機管理体制の充実

阪神・淡路大震災では、初動体制や情報の収集・発信体制が十分でなかったため、被害を受けた市民への対応が遅れるということがあった。このため日頃から、災害に備えた危機管理体制を充実し、災害時においても、スムーズに応急対応が実施できる体制を整えておく必要がある。

災害時において弱者となることが予測される人達（要配慮者）への対応のあり方も問われている。災害時において助けが必要になる、或いは災害に関する情報を理解できない人達にも十分配慮し、あらゆる人がどのような場面に出会っても安心できる体制づくりが求められている。

3 市民の自立・連帯

都市化の進展とともに市民の価値観は多様化し、一方で地域での連帯意識が希薄化している。阪神・淡路大震災においては、地域で相互に連携し協力し合うこと、市民自らが自発的に行動することの大切さが改めて認識された。また救援・救護活動において、ボランティアをはじめとする市域を越えた人々の協力の重要性も見直されている。

今後は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域ぐるみでの防災意識を醸成し、市民自らが積極的に防災活動を進めていくと同時に、ボランティア組織との連携体制の強化を図っていく必要がある。

第3節 基本理念

第1 基本理念

災害に強いまちづくりを進めるため、次の理念を設定する。

安全、安心、災害に強いまち豊中

まちづくりの基本は、市民が安心して日々の生活を営むために、災害に強い安全なまちづくりを推進することである。

阪神・淡路大震災では、大都市における災害の恐ろしさを痛感する一方で、都市における安全性の確保がいかに重要なものかを改めて認識させられた。

一般的に、都市は急激な都市化に対応するため、とすれば効率性を優先した結果、潜在的に災害の危険性が高くなっていると指摘されてきたが、今回の震災ではそれを証明することになってしまった。

今後、本市がまちづくりを進めるにあたり、できる限り災害からの被害を最小限にとどめるための取り組みが求められる。

その際、まちは、そこに住み、働き、学び、憩い、集う人々のための空間であることを踏まえ、これまで新豊中市総合計画のもとで進めてきた、“ゆとり”や“うるおい”を感じられる快適なまちづくりを進めていく中で、「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現をめざす必要がある。

第2 基本的な考え方

「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現にあたっては、日常における市民生活の基礎単位である生活圏単位での取り組みと、都市活動の単位となる都市圏単位での取り組みのそれぞれが重要であるとともに、これらを相互に連携させるしくみが重要である。

そこで、市民の日常生活圏や都市圏などで重層的に構成される「防災生活圏」(図-1)(図-2)を形成することを前提に、平常時、災害時において圏域ごとに求められる取り組みについて示す。

また、日常生活圏や都市圏単位での取り組みが相互に連携し、災害時においても都市活動が維持される「防災ネットワーク」をつくるものとし、交通や情報、ライフライン等ハード面での各種のネットワーク、或いは人と人、組織と組織のソフト面でのネットワークについて示す。

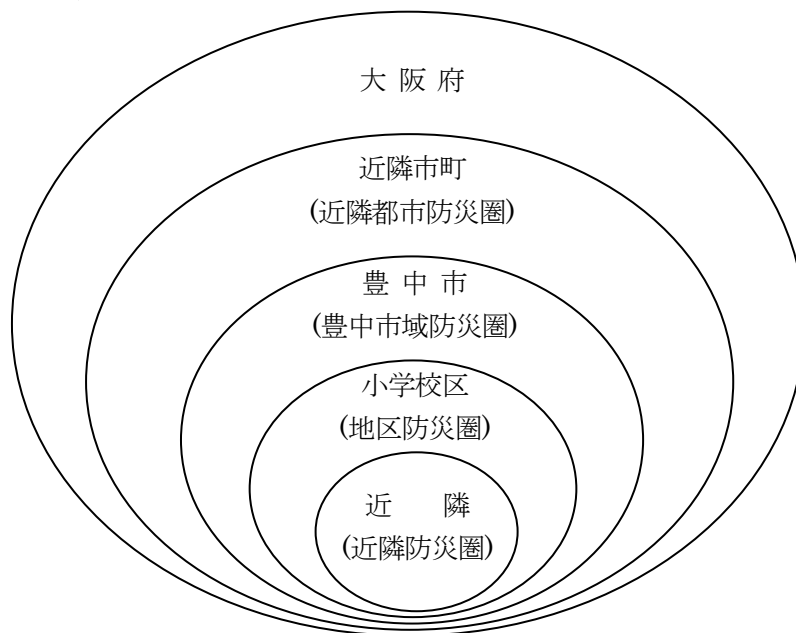
防災生活圏の形成

防災生活圏は、日常的な生活の場において市民相互が助け合い、支えあい、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担して防災機能を整備・強化するとともに、発災後の市民自らの安全確保、市民の自立支援、速やかな災害復旧等のしくみを構築する単位であると位置づける。

この防災生活圏は、隣近所の人々と支えあう「近隣防災圏(町内会程度)」を基礎単位として捉え、段階に応じて「地区防災圏(小学校区程度)」、本市の行政区域を対象にした「市域防災圏」、隣接する都市間で市域を越えて支えあう「近隣都市防災圏」からなる。

この考え方の基本は、生活圏の広がりに応じて防災機能や災害への対応システムを備えるものとし、機能的にも重層的な防災生活圏の形成を図るものである。

図-1. 防災生活圏



(近隣防災圏)

近隣防災圏では、発災時にとりあえず自分自身や自分の家族等を安全に守るための避難空間を身近に確保しておく必要がある。例えば個人の庭を緊急避難空間として活用し、避難路の生け垣化や路上駐車・駐輪の排除への取り組みが考えられる。また、ここでは、市民が主体となって活動する基礎的な単位として、市民相互が支え、助け合うしくみやそれを支援するしくみを構築し、地域の防災力を高めていく必要がある。

(地区防災圏)

地区防災圏では、災害により住まいの安全が脅かされたときのため、避難場所を確保するとともに、市民などの自主的な防災活動を支援する拠点を確保する必要がある。

そこで、おおむね小学校を地区防災拠点として位置づけ、平常時は市民の防災意識の高揚や防災コミュニティの育成の場として、災害時には自主防災活動の活動拠点などとして活用する必要がある。

(市域防災圏)

市域防災圏では、災害時に市災害対策本部を設置して、速やかに災害応急活動にあたるとともに、発災後の市民自らの自立を支援し、速やかな復旧を進めていかなければならない。

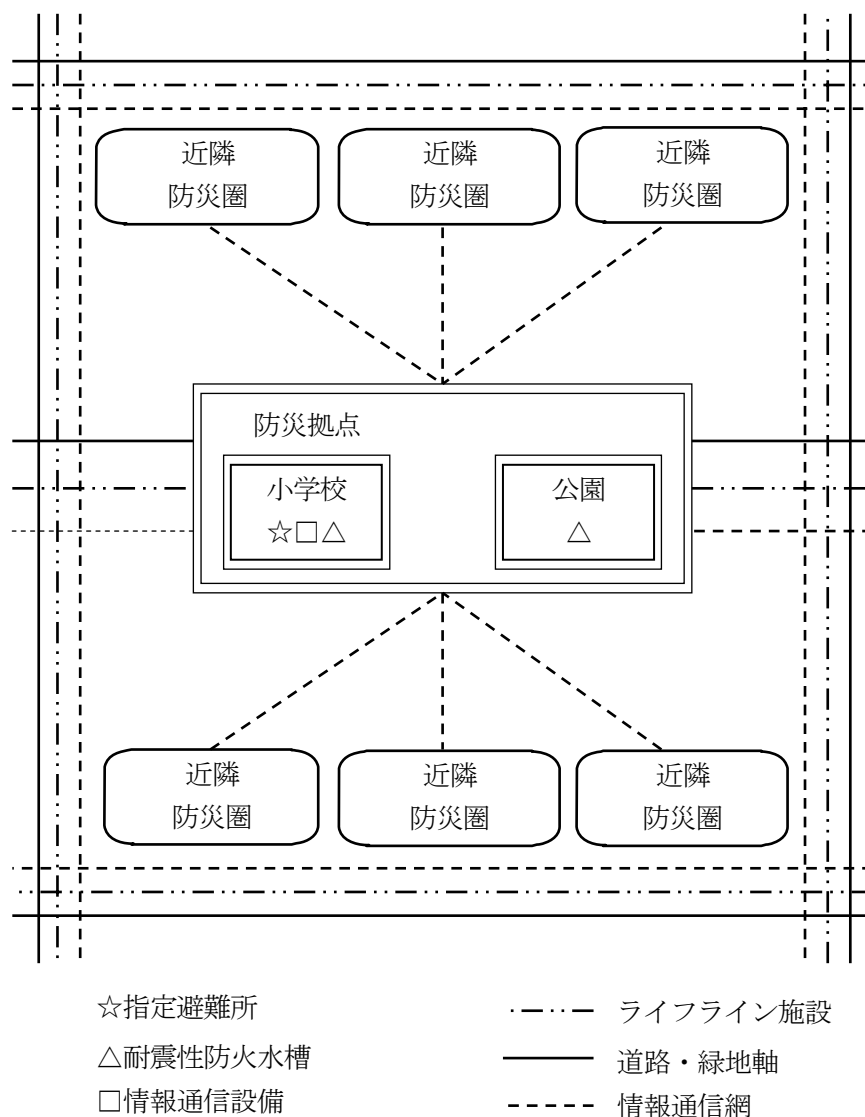
そこで、発災後の市民自らの自立を支援する拠点の整備や、速やかな応急・復旧活動に寄与する設備や体制の整備・充実を図る必要がある。

(近隣都市防災圏)

近隣都市防災圏では、災害時に、市内のライフラインが途絶えるなどした場合、近隣の都市の施設や物資によって代替・補完を図る。

したがって、速やかに都市活動が再開できるよう代替性のある広域幹線の整備や、市域を越えた防災拠点間のネットワーク化など、広域での防災体制の充実についても検討する必要がある。

図-2. 地区防災圏、近隣防災圏のイメージ図



防災ネットワークの構築

多様な災害から市民の生命や財産を守り、迅速に復旧できる災害に強いまちづくりを進めるためには、防災拠点をはじめライフライン、幹線道路などの防災都市基盤はもちろんのこと、自主防災組織や保健・医療・福祉の分野における市民の助け合いなど、さまざまな分野での連携を図り、「防災ネットワーク」の形成に努めなければならない。

ハード面では、災害時においても都市活動を維持し、スムーズな避難や救援、復旧等の活動や広域的な支援を可能にするため、電気、ガス、水道、情報通信、交通等のネットワークの強化を図るとともに、これらが遮断された場合の補完・代替機能についてあらかじめ用意しなければならない。

一方、ソフト面では、ボランティアに代表されるように、市民相互が自主的に支えあうネットワークもあれば、自治体間で広域防災協定を結ぶ場合もある。

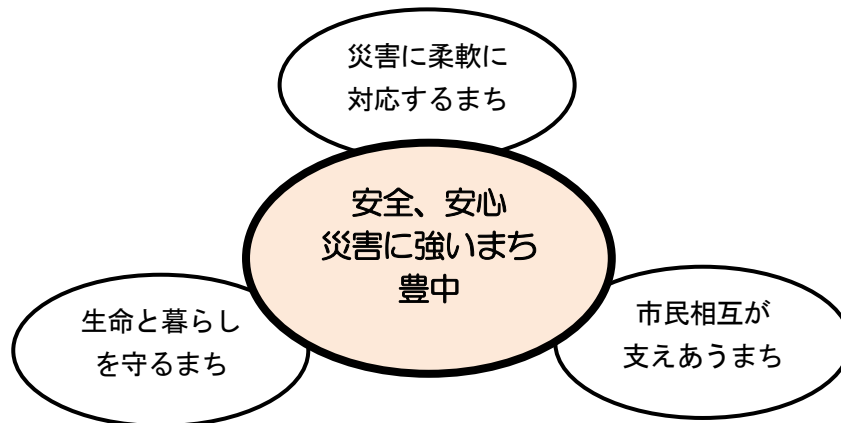
また、隣接都市との交流、さらには遠隔地にある都市や町との交流で結ばれるネットワークや、国境を越えて結ばれるネットワークなどがあり、このようなネットワークを、市民・事業者・行政それぞれが分担しながら構築していく必要がある。

第3 目標

「基本理念」で示した「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現にあたっては、取り組みの内容に応じて以下に示す3つの目標にもとづき展開していく必要がある。

目標

- (1) 災害に柔軟に対応するまち
- (2) 生命と暮らしを守るまち
- (3) 市民相互が支えあうまち



1 災害に柔軟に対応するまち

災害から市民生活や都市活動を守るために、自然との共生を図りながら快適な都市づくりを進め、未然に災害を防止するとともに、被災時においても迅速に復旧し、被害を軽減するまちづくりを進める必要がある。

このため、被害を最小限にとどめる強固さと、柔軟な都市構造、都市基盤の整備・充実を図り、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する必要がある。

2 生命と暮らしを守るまち

あらゆる災害に速やかに対応できる危機管理体制や応急対応体制の整備を進めるためには、これまでの発災時の初動体制や情報の受発信について再検討を行う必要がある。

また、日常時から、防災知識の普及（気象予警報や避難情報の意味・内容等についての啓発を含む）や防災訓練の実施に努めるとともに、補完性・代替性のある情報ネットワークの形成や、広域的な応援体制、緊急医療の協力体制等の検討を進める必要がある。

3 市民相互が支えあうまち

平常時から、地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化や、ボランティアなどと連携したバリアフリーのまちづくりを推進し、災害時においても、市民相互が助け合い、支えあって、「自分たちのまちは自分たちで守る」という風土の醸成を図る必要がある。

このため、防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努め、市民や事業者の防災に対する自主的な取り組みが必要である。

第 4 節 防災ビジョンの実現に向けて

これまでも、21 世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている南海トラフ地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、さらには大規模風水害等による大きな被害が懸念されてきたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめ平成 23 年台風 12 号によるいわゆる紀伊半島大水害など、近年これまでの想定をはるかに超える未曾有の大規模災害の発生により、防災対策の一層の充実強化が求められている。

また、これらの教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、たとえ被災したとしても生命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、被害の最小化と迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の 5 つに基づいて対策を講じていく。

すなわち、災害リスクを市民に示した上で、防御施設の整備等ハード対策とともに、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方が重視されている。

また、東日本大震災では、未曾有の被害とともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、高齢者・障害者等、要配慮者への配慮・支援など、人権尊重を基軸とした取り組みの重要性が改めて認識された。今後地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

本市としても、このような考え方を踏まえて、第 4 次豊中市総合計画基本構想の豊中の将来像である「みらい創造都市 とよなか」の実現に向け、引き続き防災の視点から補完し推進していくための理念として、防災ビジョンを掲げ、「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現をめざすものとする。

第 5 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

1 豊中市

災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、次に掲げる事項の実施、並びに必要な指示及び勧告に関すること

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備に関すること
- イ 防災訓練に関すること
- ウ 防災に係る物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- エ 防災に係る施設及び設備の整備及び点検に関すること
- オ その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害予警報等の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること
- イ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
- ウ 被災者の救難、救助、その他保護に関すること
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること
- キ 緊急輸送の確保に関すること
- ク その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること
- ケ 関係機関との連絡及び業務の調整に関すること

(3) 災害復旧

- ア 各種復旧事業の推進に関すること
- イ 災害融資等に関すること

(4) 市各部における業務の大綱

市各部における業務別の担当部局は次のとおりである。

ア 予防計画

(ア)市民相互が支えあうまちづくり（地域防災力の向上）

1 市民の防災行動力の向上

- | | |
|----------------|--|
| ① 防災知識の普及 | 危機管理課、人権政策課、市民協働部、福祉部、こども未来部、都市計画推進部、都市基盤部、上下水道局、消防局、教育委員会 |
| ② 自主防災活動の充実・強化 | 危機管理課、消防局、市民協働部 |

2 防災訓練

危機管理課、消防局

3 ボランティア環境の整備

危機管理課、人権政策課、福祉部

(イ)災害に柔軟に対応するまちづくり（災害予防対策の推進）

1 災害に強いまちの整備

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ① 防災生活圏の形成 | 危機管理課、都市計画推進部、都市基盤部 |
| ② 災害に強い都市構造の形成 | 都市計画推進部、都市基盤部 |
| ③ 防災空間の整備・充実 | 危機管理課、環境部、都市計画推進部、都市基盤部、消防局 |
| ④ 建築物の安全対策 | 危機管理課、財務部、都市計画推進部、教育委員会 |

2 都市基盤施設整備の推進

環境部、都市計画推進部、都市基盤部、消防局

3 土木構造物の耐震対策の推進

都市基盤部

4 ライフライン施設の災害予防対策の推進

都市基盤部、上下水道局

5 水害予防対策の推進

危機管理課、財務部、都市基盤部、上下水道局、消防局

6 地盤災害予防対策の推進

危機管理課、都市計画推進部、都市基盤部、消防局

7 危険物等災害予防対策の推進

消防局

(ウ)生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）

1 防災体制の整備

危機管理課、都市計画推進部、都市基盤部、上下水道局、消防局、各部

2 災害情報網の整備

危機管理課、情報政策課、都市経営部、市民協働部、消防局

3 火災予防体制の推進

都市計画推進部、消防局

4 災害時医療体制の整備

健康医療部、市立豊中病院、消防局

5 緊急輸送体制の整備

危機管理課、都市基盤部、消防局

6 避難体制の整備

危機管理課、環境部、福祉部、都市計画推進部、都市基盤部、教育委員会

7 要配慮者支援体制の整備

危機管理課、人権政策課、福祉部、こども未来部

8 帰宅困難者支援体制の整備

危機管理課

9 非常用物資の確保体制の整備

危機管理課、福祉部、都市基盤部、上下水道局

10 交通確保体制の整備

都市基盤部

11 災害及び防災に関する調査研究

危機管理課、各部

12 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

各部

イ 災害応急対策

災害応急対策は、項目が多岐にわたるため、災害応急対策計画編の項目ごとに、災害対策本部機構に基づく担当部を記載している。

なお、災害対策本部機構及び業務分担は、次の資料（付属資料）を参照。

資料:地震応急-2 平成31年度 災害対策本部機構図

資料:地震応急-3 平成31年度 災害対策本部業務分担

ウ 災害復旧

災害復旧は、各施設管理担当部が関係部局及び関係機関と連携して行う。

2 大阪府

(1) 池田土木事務所

- ア 府所管公共土木施設の防災対策、水防活動に関すること
- イ 氾濫警戒情報、氾濫危険情報、水防警報、洪水予報等の伝達に関すること
- ウ 公共土木施設被害状況の把握
- エ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

(2) 西大阪治水事務所

- ア 府所管河川施設の防災対策、水防活動に関すること
- イ 氾濫警戒情報、氾濫危険情報、水防警報、洪水予報等の伝達に関すること
- ウ 公共土木施設被害状況の把握

3 大阪府警察（豊中警察署、豊中南警察署）

- ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- イ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ウ 交通規制・管制に関すること
- エ 広域応援等の要請・受入れに関すること
- オ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- カ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- キ 災害資機材の整備に関すること

4 関西広域連合

- ア 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- イ 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- ウ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- エ 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 国土交通省近畿地方整備局

（猪名川河川事務所、大阪国道事務所、大阪港湾・空港整備事務所）

- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

- エ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事
- オ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事
- カ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
- キ 直轄公共土木施設の復旧に関する事
- ク 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- ケ 空港の直轄土木施設の復旧事業の推進に関する事
- コ 災害時における技術者、防災ヘリコプター、各災害対策車両等による支援に関する事

(2) 農林水産省近畿農政局大阪府拠点

- ア 応急用食料品（精米等）並びに政府所有米穀の供給についての連絡に関する事

(3) 国土交通省大阪航空局

- ア 指定地域上空の飛行規制等の周知徹底に関する事
- イ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事
- ウ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事
- エ 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- オ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

(4) 大阪管区気象台

- ア 観測施設等の整備に関する事
- イ 防災知識の普及・啓発に関する事
- ウ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事
- エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関する事
- オ 府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話㈱（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ㈱（関西営業支店）及び㈱NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話㈱等」という。）

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- エ 災害時における重要通信確保に関する事
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

(2) 西日本高速道路㈱（関西支社）

- ア 管理道路の整備と防災管理に関する事
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(3) 阪神高速道路(株)

- ア 管理道路の整備と防災管理に関すること
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること

(4) 一般社団法人大阪府トラック協同組合（豊中市運輸事業部会）

- ア 緊急輸送体制の整備に関すること
- イ 災害時における緊急物資輸送の協力に関すること
- ウ 復旧資材等の輸送協力に関すること

(5) 関西電力(株)

- ア 電力施設の整備と防災管理に関すること
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ウ 災害時における電力の供給確保に関すること
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

(6) 大阪ガス(株)

- ア ガス施設の整備と防災管理に関すること
- イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

(7) 関西エアポート(株)

- ア 空港周辺の航空機災害の予防に関すること
- イ 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- ウ 空港周辺の航空機災害の応急対策に関すること
- エ 災害時における輸送確保に協力すること
- オ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(8) 地方鉄道及び乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄(株)、阪急バス(株)）

- ア 鉄道施設の防災管理に関すること
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(9) 淀川右岸水防事務組合

- ア 水防団員の教育及び訓練に関すること
- イ 水防資機材の整備、備蓄に関すること
- ウ 水防活動の実施に関すること

(10) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報に関すること

- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- オ 応急給水及び応急復旧に関する事
- カ 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

7 自衛隊（陸上自衛隊第 36 普通科連隊）

- ア 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- イ 災害派遣に関する事
- ウ 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人豊中市医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事
- イ 負傷者に対する医療活動に関する事

(2) 一般社団法人豊中市歯科医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事
- イ 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

(3) 一般社団法人豊中市薬剤師会

- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- イ 医薬品等の確保及び供給に関する事

(4) 北大阪急行電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)

- ア 鉄道施設の防災管理に関する事
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

(5) (株)ジェイコムウエスト、千里ニュータウン FM 放送(株)

- ア 防災知識の普及等に関する事
- イ 災害時における広報に関する事
- ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- エ 気象予警報等の放送周知に関する事
- オ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- カ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(6) 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 各々の所掌事務についての対策に関する事

第 6 章 市民及び事業所の果たすべき役割

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界があり、被害の軽減のためには、市民の相互協力による防災活動が重要となる。

市民及び事業所は、法第7 条「住民等の責務」に基づき、次に示すように、積極的に災害防止に努めるものとする。

1 市民の果たすべき役割

「自らの安全は自らで守る。」という防災の基本にたって、市民はその自覚を持ち、平常時より、食料や水等の備蓄、家具転倒防止など、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るように行動し、初期消火、近隣の負傷者・要配慮者への援助、指定避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

2 事業所の果たすべき役割

従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった災害時に果たすべき役割を十分に認識し、各事業所において、災害時の重要業務を継続するための事業継続計画を作成するよう努めるとともに、平常時より、防災体制の整備や防災訓練の実施等を実践するとともに、災害時には地域に対する防災活動への積極的な協力を努めるものとする。